

広告物の許可申請には 有資格者による安全点検が必要です

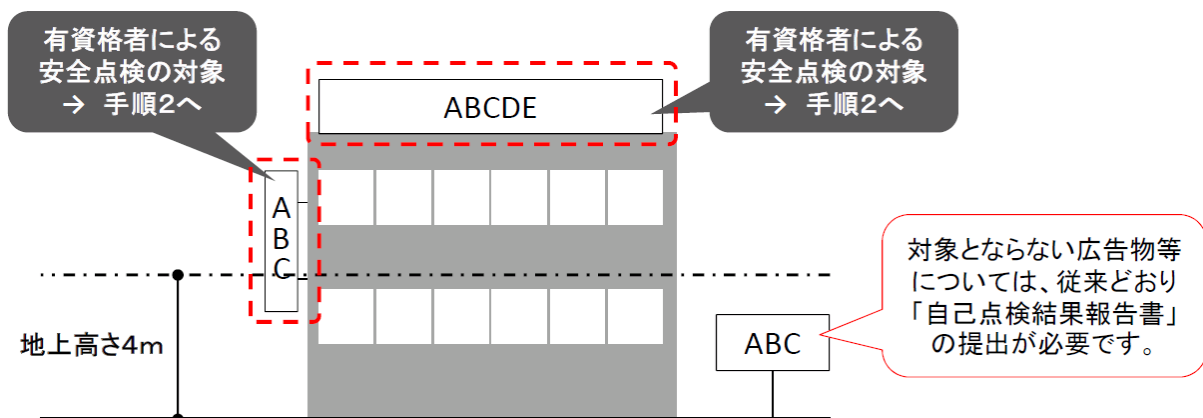
兵庫県※では、広告物の倒壊又は落下による事故防止の対策として、有資格者による詳細な安全点検を実施するよう広告主等に求めています。広告物の設置後、一定年数が経過し高所にある広告物については、次の手順により「安全点検結果報告書」を作成し、許可申請時に提出してください。

※神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び篠山市を除く

手順1 有資格者による安全点検の対象かを確認します！

対象は、次の①②のいずれにも該当するものです。

- ① 当初の表示・設置から、おおむね10年以上が経過している【一定年数が経過したもの】
- ② 広告物等の上端が、地上からの高さ4mを超えている【高所にあるもの】



手順2 有資格者に安全点検を依頼します！

安全点検を実施できる有資格者は、次の①～③のいずれかを有する者です。

- ①屋外広告士
 - ②点検技能講習修了者
 - ③一級建築士、二級建築士
- HPで点検業務受付業者の名簿をチェック

兵庫県 安全対策の推進

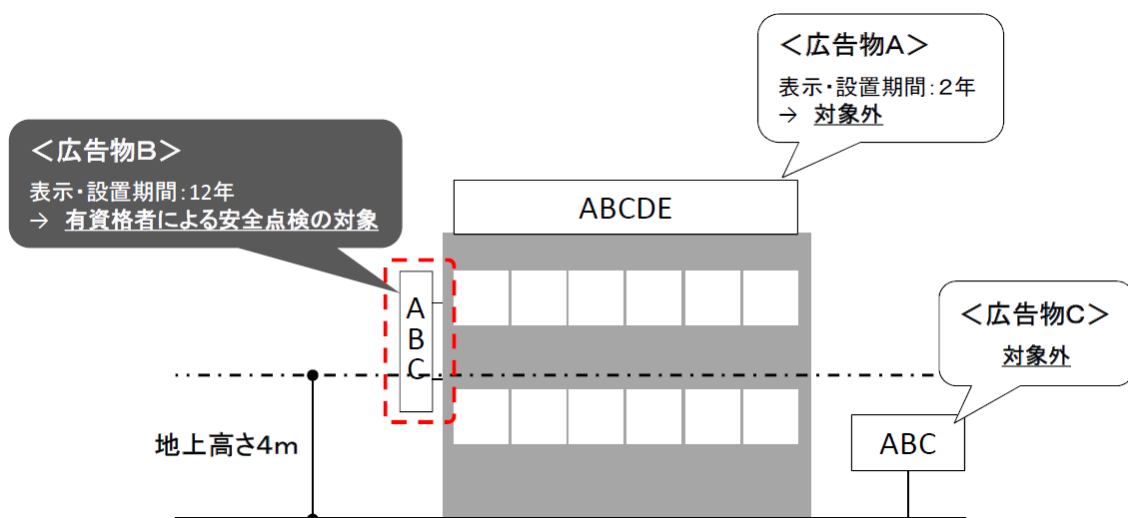
検索

手順3 改善すべき異常が見つかった場合は、改善します！

安全点検を依頼した有資格者に、改善方法等を相談することが有効です。

手順4 安全点検結果報告書を、許可申請時に提出します！

<例> 次のような3つの広告物を許可申請をする場合について



広告物A：上端が地上高さ4mを超えているが、表示・設置期間が2年

広告物B：上端が地上高さ4mを超えており、表示・設置期間が12年

広告物C：上端が地上高さ4m以下



広告物Bのみ、有資格者による安全点検の対象

<広告物A>

自己点検
結果報告書

<広告物B>

自己点検
結果報告書

+

安全点検
結果報告書

<広告物C>

自己点検
結果報告書

広告物Bの自己点検結果報告書には、
「安全点検結果報告書による」と記載すればOK！

許可申請書に添付

改善すべき異常があった場合の対応について

有資格者による安全点検は、広告物の倒壊又は落下による事故を未然に防ぐべく、改善すべき異常をいち早く発見するためのものです。

改善すべき異常が発見された場合には、安全点検を行った有資格者などから改善方法等について助言を受け、できる限り早く改善し、適正な維持管理を行いましょう！！

